

居宅介護支援重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、居宅介護支援サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、居宅介護支援サービス提供の契約締結に際して、ご注意くださいことを説明するものです。

1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	医療法人誠仁会 吉徳医院
代表者氏名	吉徳 克仁
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	滋賀県大津市里五丁目2番14号
法人設立年月日	平成8年3月1日

2 利用者に対する居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	湖南居宅介護支援事業所
介護保険指定 事業所番号	2570106092
事業所所在地	滋賀県大津市里五丁目2番14号
連絡先 相談担当者名	077-546-3055 藤川 潤
事業所の通常の 事業の実施地域	大津市 田上、南郷、石山、大石、瀬田、瀬田北、青山各中学校区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、要介護者が心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスが適切に利用できるようなサービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業所、介護保険施設等との連絡調整その他便宜を提供する。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者が要介護状態となった場合においても可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮して行う。・利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び介護サービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。・利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類や事業所に偏らないよう公正中立に行う。・市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努める。・大津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の規定を遵守する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。但し祝日、12/30～1/3を除く
営業時間	8時30分から17時30分
	※ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて御利用者の相談に対応いたします。時間外につきましては電話転送にて対応します。また、日曜日等休業日につきましては終日電話転送にて対応します。

(4) 事業所の職員体制

管理者	藤川 潤
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援 専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 3名以上 非常勤 0名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となります。	別表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。) 但し、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業所に支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じてサービス利用料金の全額を一旦、お支払いいただき、当事業所からの居宅介護支援提供証明書を発行いたします。 この居宅介護支援提供証明書を後日お住いの市町村の窓口に出しますと、審査後、利用料の払い戻しを受けられます。
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

区分・要介護度		基本単位	利用料	
居宅介護 支援費 (I)	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が45未満 又は45以上である場合においての、45未満の部 分	要介護1・2	1086	11,620円
		要介護3・4・5	1411	15,097円
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が45以上 である場合においての、45以上60未満の部分	要介護1・2	544	5,820円
		要介護3・4・5	704	7,468円
	(iii)介護支援専門員1人当たりの利用者数が45以上 である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	326	3,456円
		要介護3・4・5	422	4,515円
居宅介護 支援費 (II)	(i)介護支援専門員1人当りの利用者数が50未満 又は50以上である場合においての、50未満の部 分	要介護1・2	1086	11,620円
		要介護3・4・5	1411	15,097円
	(ii)介護支援専門員1人当りの利用者数が50以上 である場合においての、50以上60未満の部分	要介護1・2	527	5,638円
		要介護3・4・5	683	7,308円
	(iii)介護支援専門員1人当たりの利用者数が50以上 である場合においての、60以上の部分	要介護1・2	316	3,381円
		要介護3・4・5	410	4,387円

※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。

居宅介護支援の業務が適切に行われない場合とは以下のような場合が該当します。

- ・居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者が複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求められることや、居宅サービス計画に位置づけられた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められることを文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅介護支援の利用の開始に際し、前6月間に作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合と、前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの各事業所における提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合を文書により説明・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成及び変更に当たって、利用者の居宅を訪問し利用者および家族に面接していない場合、当該計画について利用者又は家族に対し説明・同意・交付を行っていない場合
- ・居宅サービス計画の新規作成や変更時、要介護認定の更新や区分変更時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない（やむを得ない場合を除く）場合
- ・居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のため1月に利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない場合、その結果を記録していない場合

- ※ 居宅介護支援費（I）で、取扱件数が45以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45件目以上になった場合に居宅介護支援費（I）の（ii）又は（iii）を算定します。
- ※ 居宅介護支援費（II）で、取扱件数が50以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、50件目以上になった場合に居宅介護支援費（II）の（ii）又は（iii）を算定します。
- ※ 居宅介護支援費（II）は、情報通信機器の活用又は事務員の配置を行っており、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出している場合に算定します。
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より2,140円を減額することとなります。

(6) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	算定回数等
初回加算	300	3,210 円	1 月につき
特定事業所加算 (Ⅰ)	519	5,446 円	1 月につき
特定事業所加算 (Ⅱ)	421	4,504 円	
特定事業所加算 (Ⅲ)	323	3,456 円	
特定事業所加算 (A)	114	1,219 円	
特定事業所医療介護連携加算	125	1,337 円	1 月につき
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250	2,675 円	利用者が病院又は診療所に入院後、入院当日に必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200	2,140 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に必要な情報提供を行った場合 (1 月につき)
退院・退所加算 (Ⅰ) イ	450	4,815 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅰ) ロ	600	6,420 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けた場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) イ	600	6,420 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受け場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	750	8,025 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
退院・退所加算 (Ⅲ)	900	9,630 円	病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 3 回以上受けた (内 1 回はカンファレンスによる) 場合 (入院又は入所期間中 1 回を限度)
通院時情報連携加算	50	535 円	利用者 1 人につき 1 月に 1 回が限度
緊急時等居宅カンファレンス加算	200	2,140 円	1 月につき (2 回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	400	4,280 円	1 月につき

- ※ 初回加算は、新規に居宅サービス計画を作成した場合や要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に算定します。
- ※ 特定事業所医療介護連携加算は、前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数が 35 回以上であり、同期間の間においてターミナルケアマネジメント加算を 5 回以上算定している場合で、特定事業所加算 (Ⅰ)、(Ⅱ) 又は (Ⅲ) を算定している場合に算定します。
- ※ 入院時情報提供連携加算は、利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合に算定します。

- ※ 退院・退所加算は、病院・介護保険施設等に入院、入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービスを利用する場合に、当事業所の介護支援専門員が当該病院等職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画の作成及びサービスの調整を行った場合に算定します。情報提供の回数・方法により算定区分が異なります。
- ※ 通院時情報連携加算は、利用者が病院又は診療所で医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して必要な情報提供を行うとともに、医師等から必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に、算定します。
- ※ 緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院又は診療所の求めにより医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要なサービスの調整を行った場合に算定します。
- ※ ターミナルケアマネジメント加算は、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者に対し、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況、環境の変化等を把握し、主治医や居宅サービス事業者に情報提供するなどの適切な支援を行った場合に算定します。
- ※ 特定事業所加算は、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価する観点から、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、地域全体のケアマネジメントの質の向上を目指した対応を行っている事業所に認められる加算です。

特定事業所加算（Ⅱ）の条件を満たしています。

- ①主任介護支援専門員を1人以上配置している
- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置している
- ③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している
- ⑤介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している
- ⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している
- ⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している
- ⑧特定事業所集中減算の適用を受けていない
- ⑨介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満である
- ⑩介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保している
- ⑪他法人と共同で事例検討会、研究会等を実施している
- ⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している

3 その他の費用について

① 交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費の実費を請求いたします。
② コピー代	<ul style="list-style-type: none"> なお、自動車を使用した場合は次のとおり請求いたします。 (1) 実施地域を超えて片道1キロメートル 100円 ・複写物の交付を希望する場合1枚10円

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 その他の費用の請求及び支払い方法について

① その他の費用の請求方法等	<ul style="list-style-type: none"> ア その他の費用の額は、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② その他の費用の支払い方法等	<ul style="list-style-type: none"> ア 請求書の内容を確認のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

7 人権擁護、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 人権擁護、虐待防止に関する担当者を選定しています。

人権擁護、虐待防止に関する担当者	管理者 藤川 潤
------------------	----------

- (2) 人権擁護、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

- (3) 人権擁護、虐待防止のための指針の整備をしています。

- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

- (6) 介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩</p>

	<p>を防止するものとしします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p> <p>④ 代理人からの請求に対する開示 代理人など、利用者本人以外の者から開示請求に応ずる場合には、開示する記録の内容、範囲、請求者と利用者本人との関係等につき、利用者本人に対して確認のための説明を行うものとする。</p>
--	--

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<p>大津市 健康保険部 介護保険課</p>	<p>所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2753</p>
------------------------	--

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保管する。

12 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

※業務継続計画未策定減算（所定単位数×1/100）：感染症もしくは自然災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

14 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情があった場合は直ちに相談担当者が相手方に連絡を取り、直接訪問するなどの方法で詳しい事情を聴くとともに、事業所内当事者からも事情を聴取します。
 - 相談担当者が必要であると判断した場合は検討会議を開催します。
 - 検討会議などの結果をできるだけ速やかに利用者に対する対応を行います。

(2) 苦情申立の窓口

湖南居宅介護支援事業所	所在地 大津市里五丁目2番14号 電話番号 077-546-3055 ファックス番号 077-546-3005 受付時間 月から土 8:30~17:30
大津市 健康保険部 介護保険課	所在地 大津市御陵町3-1 電話番号 077-528-2753
滋賀県国民健康保険団体連合会	所在地 大津市中央四丁目5番9号 電話番号 077-510-6605

15 暴力団排除

- (1) 事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- (2) 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けることはありません。

16 提供するサービスの第三者評価の実施について

第三者による評価の実施 なし

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、居宅介護支援サービスに係る各市町村条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	滋賀県大津市里五丁目2番14号
	法人名	医療法人誠仁会 吉徳医院
	代表者名	吉徳 克仁 (印)
	事業所名	湖南居宅介護支援事業所
	説明者氏名	(印)

私は、本書面により事業所から居宅介護支援について重要事項説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	(印)

私は、本人に代わり重要事項の説明を受け、同意しました。

代理人	住所	
	氏名	(印) 本人との関係 ()

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- ③ 指定居宅介護支援の利用の開始に際し、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、また居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを利用する場合には、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるために利用者等の同意を得た上で主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認し、同意を得られた場合、居宅サービス計画に位置付けされた居宅サービス事業者に居宅サービス計画を交付します。(居宅サービス計画の変更・更新時も含みます。)
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。

- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8 サービスの利用状況等について

当事業所の居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は次のとおりです。

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 25.2% 通所介護 29.5% 地域密着型通所介護 41.9%
福祉用具貸与 60.7%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	洛和会ヘルパーステーション石山寺 25.4%	おかげさん：17.9%	マザーレイク：11.3% ハートランド南志賀
通所介護	湖南デイサービス 45.1%	みちくさデイサービス：14.5%	デイサービス勸学の里：14.5%
地域密着型通所介護	ル・ムロン：22.7%	デイサービスまったり：20.4%	デイサービス近江：17.0%
福祉用具貸与	ヤサカ 24.7%	ウエルネット：18.0%	ローズライフ：15.6%

令和6年9月1日～令和7年2月28日